

社会保障・税番号大綱(案)に対する意見

平成 23 年 6 月 24 日
全 国 市 長 会
共通番号制度等に関する検討会

社会保障・税番号大綱(案)について、下記のとおり意見を提出しますので、適切に対処されるよう求める。

記

1. 「番号制度は、国民の利便性の高い社会を実現することを基本理念」の一つとしつつ、番号制度の目的の記述では、「番号を活用して所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障給付や徴税に活用するとともに、IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方と連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会的基盤を構築することである。」としている。

このことから、「国民の利便性の高い社会を実現する」という理念は掲げているものの、現実的な番号制度の目的は、「所得把握」等の情報把握であることを示しているもので、国民の利便性の向上の視点の記述が欠けているものと考える。

本会では、これまで、番号制度については、税の利用を先行させることなく、また、行政側の必要性のみならず、まずは国民にとっての利便性の向上に資するものとするとともに、具体例に即して、国民に分かりやすく利便性等を提示するよう求めてきたところであり、大綱においては、国民の視点に立った利便性の向上に資することを目的に記述するとともに、具体例を示すことを求める。また、この点から、国民の視点に立った便益を早急に示されたい。

また、1. 「(5) 我が国の理念」において、「今回導入する番号制度は、主として給付のための「番号」として制度設計することとされている。」と記述されているが、何によりそのようにされているかが不明であるので、そのことを明確にすることが妥当と考える。

さらに、そのように制度設計が求められているのであれば、大綱においてもそうした視点に重点をおいた記述とすることが妥当と考える。

2. 災害時の活用について、本会では、番号制度については、震災時等における生活再建支援業務や高齢者等の災害弱者への支援や緊急医療等幅広く活用できるように求めるとともに、災害時等の対応が迅速に行えるよう個人情報

保護制度の弾力的運用を求めているところである。国民の安心と信頼を得るためにも、個人情報保護やセキュリティについて、万全の措置を講じるべきであるが、本人の同意や、委員会の許可については、迅速に生活者支援等が行えることも極めて重要であるので、弾力的な運用ができるよう多角的に検討すること。

3. 3. 「(2) 情報連携」における「本人を一意に特定する何らかの識別子を介在して新たに情報を取得する」との記述については、国民にわかりやすい表現とすることが適当と考える。

4. 4. 「(1) 「番号」の保護等の必要性」において、十分な対策を講じることが必要であることは言うまでもないが、「アメリカや韓国等でもその不正な利用が社会問題化している。」との記述については、国民の不安を助長しかねない。アメリカ等の社会問題化については、どのような問題があるから、そうした状況になったのか、これを踏まえて、我が国ではどのようにするのがわかるような記述を盛り込むことが妥当ではないか。

5. 番号制度に限界があることは理解できるところであるが、例示まで示して限界を誇張することは、番号制度導入の意味を乏しくするので、表現については工夫すべきではないか。

6. 5. 「(3) 番号制度のバックアップ体制」の記述について、不具合等発生時に迅速に対応できるよう、バックアップ体制等万全を期すことが必要であることは言うまでもないが、「番号制度の対象分野を決定する」とすることは、利用範囲の記述部分と矛盾するのではないか。したがって、この記述については、「大震災時等においても、個人情報保護や番号制度の利用に不具合が生じないよう、バックアップ体制やバックアップシステムの整備について万全を期す制度設計が必要である」旨の主旨の記述とすることが適当と考える。

7. 1の意見とも関係するが、本会では、番号制度の利用範囲については、これまで、幅広い利用範囲で利用できるものとするとともに、その道筋を明らかにするよう求めてきたところである。

大綱(案)においては、番号制度の将来的な活用を想定した記述となっているにもかかわらず、今後のスケジュールでは、「平成30年を目途に、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを検討する。(P)」とし、将来的な利用についての記述が十分でない。将来的に利用範囲を拡大すること及びその道筋をスケジュールにおいてもしっかりと国民に示すことが適当である。

8. 個人に付番する番号の失効について、失効する番号も管理していないと個人の履歴把握ができなくなるので、今後のシステムの設計において十分検討すること。
9. 「番号」を生成する機関は、「住基ネット全国センターの運営と併せて行うことが合理的かつ効率的であることから、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人が担うこと」及び公的個人認証サービスの認証局は、「公的個人認証サービスが番号制度における重要な基盤となることや、認証局が署名検証者及び認証検証者となること、公的個人認証サービスの利便性を高めるためには住基ネットとの連動が必要となることを踏まえ、IV（4）の地方共同法人とする」としていることは、妥当と考える。地方共同法人化に当たっては、地方公共団体に対して新たな出資等負担を生じさせないこととするとともに、その制度設計及び法制化に当たっては、事前に地方公共団体と十分協議すること。
10. 「情報連携基盤の運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討する。」とされているが、基本方針においては、「個人に対する付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は、総務省とする。」とされているところであり、情報連携基盤を担う機関の所管は、付番機関等の関係から、基本方針のとおりとすべきである。
11. ICカードについて、「当該ICカードの交付を受ける住民が「番号」の記載を希望しない旨申し出たときは、「番号」を記載することを要しない」とあるが、「保険証機能の一元化」などの記述においては、ICカードの券面に「番号」が記載されていることが前提としての記述がされており、整合性を図る必要があると考える。なお、券面に番号が記載されている場合とされない場合の取扱いが異なるなら、券面への「番号」の記載の取扱いについては引き続き検討すべきである。
12. 「ICカードは・・・可能な限り、現行の住民基本台帳カード、住基ネットや公的個人認証サービス等を活用し」とあるが、これまでの設備投資及び住基カード購入の自治体負担（国民負担）、今後の新たなICカード購入の費用対効果を考慮し、これまで普及してきた既存の住基カードが使用できるようにされたい。
13. ICカードの交付等については、「市町村長は、住民に対し、ICカードを交付するものとする」とされているが、「ICカード交付時に厳格な本人確

認」が必要とされていることなどから、番号制度導入時には膨大な事務量が想定されるので、今後、ＩＣカードの交付方法、交付体制、交付期間等について、市町村と十分協議しつつ、慎重に検討されたい。

14. 「ＩＣカードの有効期間は5年とし、有効期間が満了した場合其他政令で定める場合には、その効力を失う。」とあるが、現在の住基カードの有効期間は10年とされているので、住基カードの有効期間と合わせること。

15. 大綱を踏まえた法制化に当たっては、国と地方の協議の場等で地方公共団体、とりわけ基礎自治体である市町村と十分協議すること。

また、都市自治体に対し、人件費を含む新たな財政負担が生じることのないよう適切に財政措置を講じること。